

# 青森県経営力強化対策資金特別保証融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者の既往借入金の借換え（新規資金の上乗せを含む。）にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して県内中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことで金融と経営支援の一体的取組を推進し、県内中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として実施する。

## 2 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 青森県特別保証融資制度（以下、「県融資制度」という。）に係る借入金残高を有し、経営の改善に向けて当該借入金の借換えを必要とするもの
- (2) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

## 3 融資条件

### (1) 資金使途

既往借入金（県融資制度を含む青森県信用保証協会の保証を受けている借入金に限る。）の返済資金。但し、必要と認められる場合は、新規資金を上乗せすることができる。

### (2) 融資限度額 8,000万円

### (3) 融資期間（うち据置期間） 10年以内（1年以内）

### (4) 融資利率

取扱金融機関所定利率から年1.3%引き下げた利率（固定利率とし、下限を年1.1%とする。）

但し、融資を受けた者が、償還途中において合理的な理由なく事業計画の進捗の報告を怠った場合は、原則として融資実行時の利率から0.5%引き上げた利率に変更するものとする。

### (5) 融資形式 証書貸付

### (6) 償還方法 割賦償還

### (7) 保証料率

本制度は、国の全国統一制度の対象とし、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じ、下表の区分の料率（申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率（⑨を除く））を適用する。

なお、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、表中※の料率を適用する。

#### ア 責任共有制度の対象の場合

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※
1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	1.15

#### イ 責任共有制度の対象除外の場合

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	※
2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	1.35

ウ 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証を除く。）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。

エ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

オ 別表に掲げる市町村の中小企業者は、当該別表に掲げる条件等により、当該市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

### (8) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。

#### 4 取扱金融機関

青森県内に本店又は支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

#### 5 融資の手続き

(1) 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の書面を添えて、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。

ア 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（兼青森県経営力強化対策資金要件確認書）（様式第1号）

イ 事業計画書（(2)により申込者が策定したもの。様式は任意とする。）

ウ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（様式は任意とし、事業計画書に記載されている場合は不要とする。）

(2) (1)イの事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

ア 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。

イ 申込者の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策

ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時は、申込者が策定した事業計画等を的確に把握した上でこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

#### 6 金融機関の責務及び報告

(1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

#### 7 金融機関が認定経営革新等支援機関である場合の取扱い

金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用することができるものとする。

#### 8 信用保証協会の報告

信用保証協会会長は、毎月の貸付状況について、取扱要領に定めるところにより県に報告するものとする。

#### 9 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

#### 10 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 11 その他

(1) この制度の略称を $\textcircled{7}$ とする。

(2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。

「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書  
(兼 青森県経営力強化対策資金要件確認書)

青森県信用保証協会会長 殿

(中小企業者)  
住 所  
名 称  
代表者

印

私は、別添の事業計画書等に基づき、経営力強化保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。別添の事業計画書等は、私自らが策定したものであり、計画の実行及び融資金融機関に対する進捗の報告(四半期毎)を行うことを確約いたします。

また、当該確約を遵守しない場合は、申込時の信用力に対応した信用保証料を支払うこと及び貸付利率を0.5%引き上げることを含め貴信用保証協会の指示に従います。

なお、本届出書及び添付資料に記載された個人情報は、青森県のほか、融資審査のため取扱金融機関及び保証審査のため青森県信用保証協会が授受することに同意します。

【認定経営革新等支援機関】 支援機関名 \_\_\_\_\_

【経営力強化保証の申込内容】

- ・ 融資金融機関(支店名) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 支店 ・ 本店)
- ・ 申込金額及び資金使途 \_\_\_\_\_ 千円 ( 運転・設備 ) 該当に○印  
内訳 ①青森県特別保証融資制度に係る既往借入金の借換 \_\_\_\_\_ 千円  
②青森県信用保証協会保証付き既往借入金(①を除く。)の借換 \_\_\_\_\_ 千円  
③新規資金 \_\_\_\_\_ 千円
- ・ 事業計画書等における申込金額の位置付け  
事業年度 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月期 借入額 \_\_\_\_\_ 千円の ( 一部・全部 ) 該当に○印

【認定経営革新等支援機関使用欄】

私は、融資金融機関と連携し(融資金融機関と認定経営革新等支援機関が同一の場合には自らが)、以下に記載の経営支援を行うことを確約いたします。

なお、記載した内容について、中小企業庁、金融庁、信用保証協会、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫(信用保険部門)、青森県に提供されることにつき同意いたします。

経営支援の内容(該当に○印(複数選択可))

- a 創業支援 b 事業計画策定支援 c 事業承継 d M&A e 生産管理・品質管理 f 情報化戦略  
g 知財戦略 h 販路開拓・マーケティング i 人材育成 j 人事・労務 k 海外展開 l BCP作成支援  
m 物流戦略 n 金融・財務 o その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

※経営支援の内容の詳細は、別添事業計画書等または別紙参照。

令和 年 月 日

(認定経営革新等支援機関) 住 所  
名 称  
代表者  
連絡先 ( \_\_\_\_\_ )  
担 当 ( \_\_\_\_\_ )

印

※ この届出書に事業計画書等を添付して、融資金融機関にご提出ください。(金融機関から信用保証協会に提出されます。)

※ 複数の金融機関から融資を受ける場合には、融資金融機関名の欄に、融資を受ける金融機関を併記してください。

※ 複数の認定経営革新等支援機関から支援を受ける場合には、一支援機関について一枚の届出書をご提出ください。

※ この届出書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の可否は、融資金融機関及び信用保証協会が審査のうえ決定します。